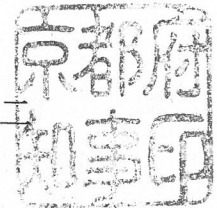


8 住 第 5 4 6 号
平成 28 年 11 月 17 日

京都府住宅審議会
会長 高田光雄 様

京都府知事 山田啓二



諮 問

京都府附属機関設置条例（昭和 28 年京都府条例第 4 号）に規定する諮問として、下記の事項について諮問します。

記

- 1 少子化対策を含む府営住宅等のコミュニティミックスについて
- 2 府営住宅等の入居者資格等について

以 上

諮問事項 1

少子化対策を含む府営住宅等のコミュニティミックスについて

諮問趣旨

平成 28 年 3 月に閣議決定された国の住生活基本計画（全国計画）では少子化対策を第一の目標に掲げている。本府でも全国的にも低い合計特殊出生率等の状況を踏まえて少子化対策条例を制定するとともに、現在見直し作業中の京都府住生活基本計画に基づき子育てしやすい住環境の整備に係る施策を今後も展開することとしている。

翻って府営住宅団地においては、団地の老朽化とともに入居者の高齢化が進展し、世帯構成に偏りが生じるなどしており、自治会等の活動を通じた住民相互の助け合いを支えるための世帯構成のバランスが取れたコミュニティの確保が重要となっている。

このため、府営住宅等における子育て世帯や高齢者世帯などの多様な年齢・属性・家族構成の世帯によるコミュニティミックスを図るとともに、社会全体での子育て支援を総合的に推進していく中での府営住宅等における少子化対策の取組として、子育て世帯に対する優遇措置の改善や公営住宅の空き住戸等の目的外使用による新たな住まい方の展開などをどのように進めていくかについて、調査審議を諮りたく諮問するもの。

諮問事項 2

府営住宅等の入居者資格等について

諮問趣旨

府営住宅（公営住宅法上の公営住宅）の一義的な役割は住宅に困窮する低額所得者の居住の安定確保を図ることであり、特別賃貸府営住宅や特定公共賃貸府営住宅等とあわせ公平・公正な住宅セーフティネットとして、真の住宅困窮者に対し適確な府営住宅等の供給を図る必要がある。

このため、高齢化の進展や単身世帯の増加など世帯構成が変化する中で、府営住宅等の応募者・入居者の実態や他府県の取組等を踏まえ、府営住宅等の募集方法や連帯保証人要件等の入居者資格の合理化を図るとともに、住戸面積・住棟構造と世帯人員・構成との需給ミスマッチ解消やペット同行避難の取扱いも含めた災害時の被災者の受け入れ体制の構築などをどのように進めていくかについて、団地内の円滑なコミュニティ形成等の観点からの自治会の様々な役割を中心とした団地生活における居住のルールのあるあり方も含め、調査審議を諮りたく諮問するもの。